

ID: 1002

担当部署: 町民生活課

|  |                 |         |       |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 違反行為の停止命令等      |         |       |
| 例規名<br>根拠条項  | 公害防止条例 第64条第2項  |         |       |
| 例規番号   | 昭和46年 宮城県条例第12号 |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>第64条の規定による。<br/>(改善勧告、改善命令等)</p> <p>第64条 知事は、飲食店営業等を営む者が第61条第1項又は第62条第1項の規定に違反することにより、その営業所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止を勧告し、又は期限を定めて施設の改善若しくは使用の方法の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、同項に規定する事態を除去するために必要な限度において、同項の規定する違反行為の停止を命じ、又は期限を定めて同項に規定する措置をとることを命ずることができる。</p> <p>3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>4 第61条第1項の規定に違反する場合における第1項及び第2項の規定は、一の営業が飲食店営業等となった際現にその営業を営んでいる者については、当該営業が飲食店営業等となった日から6月間は、適用しない。</p> |                 |         |       |
| 備考   |                 |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月30日       | 最終変更年月日 | 年 月 日 |